

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		共同演雑 9		科 項 目 目細分		防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練演習費(教訓・雑役)						
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄										
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係						
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係													
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 その他										契 約 方 式		一 般 指 随 意		根 拠 法 令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
磁化特性測定装置年間 保守		1式			仕様書のとおり										選 定 業 者				契 約 条 件			
総 額												予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎						
備考												調達説明 日 時		年 月 日 時 分								
		課室名		高感度化学分析装置室		要求者氏名		浅野 敦志		電話番号		3596		入札日時		年 月 日 時 分						

仕 様 書

		調達要求番号	共同演雑 9
品名	数量	備考	
磁化特性測定装置年間保守	1 式	日本電子 JNM-ECZ500R FT-NMR 装置	
1 適用範囲 本仕様書は防衛大学校全学共同利用器材高感度化学分析装置室で保有する磁化特性測定装置の年間保守について適用する。 2 役務に関する要求 (1) 保守期間 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日 (2) 作業内容 ①保守期間において本装置に不具合が生じた場合は速やかに技術者を派遣して点検調整作業を実施し、正常な作動の維持に当るものとする。 ②本装置の機能、性能及び正常な動作維持のため、次の作業を実施し、器材の総合的な機能及び動作の確認を行うものとする。 実施予定時期は 2 月とし、実施予定時期に実施できない場合は契約担当官等と協議するものとする。 ア ヘッドアンプシャーシ部点検調整 (ア) HACONT 動作確認及び調整 (イ) HF/BB プリアンプ動作確認及び調整 (ウ) ロックプリアンプ動作確認及び調整 (エ) ロック DPLX/BPF/BEF 動作確認及び調整 (オ) ディスプレイユニット/UBX ハブ動作確認及び調整 (カ) プローブ ITF 動作確認及び調整 イ P.A 部点検調整 パワーの出力動作確認及び調整 ウ 分光計システム部点検調整 (ア) ホスト P C (SBC) 動作確認及び調整 (イ) RF モジュール動作確認及び調整 (ウ) FL モジュール動作確認及び調整 (エ) SHIM DRIVER DM 動作確認及び調整 (オ) CPCI RACK RT 動作確認及び調整 (カ) AIRVT UNIT RT 動作確認及び調整 (キ) FG AMP RT 動作確認及び調整 エ TFH デジタルオートチューンプローブ点検調整 (ア) 可動部の正常動作確認及び調整 (イ) コネクターの正常動作確認及び調整 オ SuperCool プローブ点検調整 (ア) 可動部の正常動作確認及び調整 (イ) コネクターの正常動作確認及び調整			

- カ SuperCool 本体点検動作確認及び調整
 - (ア) コールドヘッドの動作確認及び調整
 - (イ) 冷凍機用コンプレッサーの動作確認及び調整
 - (ウ) 冷媒 (He ガス) 循環用ポンプの動作確認及び調整
 - (エ) ターボ分子ポンプの動作確認及び調整

- キ NR50 液体窒素蒸発抑制装置点検調整
 - (ア) コールドヘッドの動作確認及び調整
 - (イ) 冷凍機用コンプレッサーの動作確認及び調整
 - (ウ) 真空容器の点検
 - (エ) 動作サイクルの確認及び調整

- ク 超伝導マグネット部点検調整
 - He 蒸発量の確認及び調整

- ケ コンプレッサー点検調整
 - 流量・圧力の確認及び調整

- コ 基本性能 (H・C) 確認
 - (ア) H 線形 1%CHCL₃ の確認及び調整
 - 感度 0.1%Ethylbenzene の確認調整
 - (イ) ¹³C パルス幅の確認及び調整

- サ トータルシステム調整・総合性能確認
 - 標準試料を用いて全ての動作確認及びスペクトル出力確認

(3) 消耗品等

作業に必要な消耗品は契約相手方の負担とし、部品交換等が発生した場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

3 作業場所

防衛大学校 理工学 1 号館 1 階 101C 号室 (別図 1 及び別図 2 のとおり)

4 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

5 その他

- (1) 作業に必要な器材等は契約相手側が準備するものとする。
- (2) 作業後の不要となった交換部品、廃材等 (契約相手方が持ち込んだ梱包材等を除く) については、発生材調書を添えて契約担当官等の確認を得た後、契約担当官等の指示する場所に集積するものとする。
- (3) 契約相手方は作業終了後速やかに作業報告書 (様式任意) 1 部を契約担当官等へ提出するものとする。また、指定時期以外に作業を行った場合も同様とする。
- (4) 契約相手方は、保守対象装置に修理又は改造の必要な状況を発見した時は遅滞なく、その内容を契約担当官等に報告しなければならない。
- (5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

別図1



